

日本クマネットワーククマ基金運営規程

2014年12月8日改訂

2024年12月22日改定

(名称)

第1条 本基金は、「日本クマネットワーククマ基金」(英語名: Japan Bear Network Bear Fund) と称する。

(目的)

第2条 本基金は、日本クマネットワークが行う人とクマの共存に寄与する事業への資金援助を目的とする。

(事業)

第3条 前条の対象とする事業を以下のように定める。

- (1) 日本クマネットワークの内外における募金・広報活動。
- (2) 人とクマの共存を推進するための研究・教育・普及啓発・被害対策活動の実践。
- (3) その他必要と認められる事業。

(運営)

第4条 本基金に関する運営は、日本クマネットワークの事務局が行う。募金の企画・立案は企画委員会が行う。助成活動の審査はクマ基金活動助成審査委員会が行う。

(会議)

第5条 本基金に関する運営会議は、必要に応じて事務局長が召集し、主宰する。本運営会議では、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画、予算の決定。
- (2) 事業報告、決算の決定。
- (3) その他。

(事業年度)

第6条 本基金の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(財産の管理・保管)

第7条 本基金の財産は、日本クマネットワーク事務局が管理する。

(事務局)

第8条 本基金の事務局は、日本クマネットワーク事務局内に設置する。

(委任)

第9条 この規程に定めるものの他、基金の運営に必要な事項は、運営会議が決定し、役員会の承認を得るものとする。

付則

1 この規程は2012年4月1日より施行する。